

■ 4条1項11号

不服 2018-3707

<本願商標>

「なかよし」(標準文字)

第43類「飲食物の提供, 宿泊施設の提供, 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ, 動物の宿泊施設の提供, イベント会場の貸与, 会議室の貸与, 展示施設の貸与, 業務用加熱調理機械器具の貸与, 業務用食器乾燥機の貸与, 業務用食器洗浄機の貸与, 加熱器の貸与, 食器の貸与, 調理台の貸与, 流し台の貸与」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「菜家吉」(標準文字)

第43類「宿泊施設の提供, 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ, 飲食物の提供」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・「なかよし」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、「仲がよいこと。」の意味を有する語として慣れ親しまれている「仲良し」の語を平仮名で表したものと看取、理解されるものといえるから、本願商標は、「ナカヨシ」の称呼及び「仲がよいこと。」の観念を生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・「菜家吉」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、既成の語として、一般的な辞書に掲載されているものではなく、また、特定の意味合いを想起させる語として知られているものとも認められない。

そして、上記文字は、その構成から、「菜」、「家」及び「吉」の漢字を一連に組み合わせるものといえるところ、「菜」の漢字が「サイ」又は「ナ」の読み及び「副食物。おかず。」の意味を有するもの、「家」の漢字が「カ」、「ケ」、「イエ」又は「ヤ」等の読み及び「居住用の建物。うち。」の意味を有するもの、「吉」の漢字が「キチ」又は「ヨシ」等の読み及

び「よいこと。めでたいこと。」の意味を有するものであって、いずれも慣れ親しまれていることに鑑みてもなお、これらを一連に組み合わせてなる当該文字から特定の称呼及び観念を生じるとまではいい難い。

そうすると、引用商標は、これを構成する「菜」、「家」及び「吉」の漢字が有する読みの組合せの一として、「ナカヨシ」の称呼を生じ得るとまではいえるものの、当該各漢字が有する意味を組み合わせてみても、特定の観念を生じるとはいえないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とは、それぞれ、上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、それぞれの文字の種類及び構成に明らかな差異があるから、外観上、明確に区別し得るものである。

また、引用商標は、特定の称呼を生じるとまではいい難く、生じ得る称呼の一として「ナカヨシ」があるにすぎないものであるから、その称呼を生じるとした場合においてのみ、本願商標から生じる「ナカヨシ」の称呼と称呼を同じくするものである。

さらに、本願商標は、「仲が良いこと」の観念を生じるものであるのに対し、引用商標は、特定の観念を生じないものであるから、両商標は、観念上、相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観において明確に区別し得るものであり、引用商標から「ナカヨシ」の称呼を生じるとした場合においてのみ称呼を同じくするといえるものであって、観念において相紛れるおそれのないものであるから、両商標の外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、相紛れるおそれのないものというべきである。

してみれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのない非類似の商標である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と非類似の商標であるから、本願商標と引用商標とが類似するものとし、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

引用商標「菜家吉」は、これを構成する「菜」、「家」及び「吉」のそれぞれの漢字から複数の称呼が生じることから、これらを一連に組み合わせてなる当該文字より特定の称呼及び観念を生じるとまではいい難いとされました。

そして、このうち生じ得る称呼の一つとして「ナカヨシ」の称呼を生じるとした場合においてのみ、本願商標「なかよし」と称呼を同じくするといえるものであって、『両商標の外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、相紛れるおそれのないものというべきである』と判断されました。

結論としては、本願商標「なかよし」と引用商標「菜家吉」は、非類似ということです。

本願商標「なかよし」を目にした後で引用商標「菜家吉」を見ると、自然に「ナカヨシ」と読めますが、この前提がなく初めて「菜家吉」を目にした場合には、たしかに「ナヤキチ」とか「ナカキチ」といったように読んでしまうことも少なくないでしょう。外観・称呼・観念を総合的に考慮すれば、両商標が非類似とする結論は、妥当であると考えます。

なお、インターネットで検索したところによれば、「菜家吉」は「ナカヨシ」と読むようですから、引用商標権者からすれば、本願商標に登録が認められるのは納得いかないことでしょう。「なかよし」や「ナカヨシ」についても、商標登録の手当てをしていなかったのが悔やまれるところです。

本件は、当て字のように自然な称呼が出にくい漢字や、称呼が多数生じる漢字からなる商標については、その正式な読みについても防衛的に商標登録をしておくのが望ましいという良い教訓となります。

ちなみに、引用商標権者による店舗かどうかはわかりませんが、インターネットで検索したところ、飲食店「菜家吉」は2016年12月に閉店したとありますので、もし同一人によるものであれば、本願商標に登録が認められたことの実質的なダメージはないのかもしれませんが。不幸中の幸い(?)とでも言えましようか・・・。

(弁理士 永露祥生)

<2019年2月28日>